

寄附金申し込み手続きについて（ご案内）

この度は、藤沢市への寄附に関するお問い合わせをいただき誠にありがとうございます。寄附金の申し込み手続きにつきまして、次のとおりご案内させていただきます。

<インターネットでの手続き>

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」「ふるなび」「楽天ふるさと納税」のホームページで寄附金額1万円以上の寄附が可能です。ご利用の流れはそれぞれのホームページをご覧ください。

<インターネット以外の手続き>

手続き1. 寄附申込書に記入し、提出する

- ◆ 「寄附申込書」に住所、氏名、電話番号及び寄附金額をご記入ください。
※「寄附申込書」は、藤沢市財政課ホームページからダウンロードすることができます。
※お礼品の送付を希望される方はその他の必要事項もご記入ください。
- ◆ 寄附金の使途として、藤沢市が設置している特定目的の基金を指定される場合は、指定する基金を選んでください。基金を指定していただいた場合には、それぞれの基金事業に寄附金を活用させていただきます。
- ◆ 特定目的の基金を特に指定されない場合は、一般寄附金として、藤沢市のまちづくり施策全般に活用させていただきます。
- ◆ 記入ができました「寄附申込書」につきましては、郵送、メール又は持参により、藤沢市財政課までご提出くださるようお願いいたします。

手続き2. 寄附金を納付する

- ◆ 「寄附申込書」を提出していただいた後に、寄附金の納付をお願いすることになります。
- ◆ 特定目的の基金を指定された場合には、藤沢市の各基金担当課から「納付書」を送付しますので、指定の金融機関で寄附金を納付してください。
- ◆ 特定目的の基金を特に指定されない一般寄附金の場合には、藤沢市財政課から「納付書」を送付しますので、指定の金融機関で寄附金を納付してください。
- ◆ 「寄附申込書」の提出とともに、直接、寄附金をご持参いただくこともできます。その場合には、前もってご連絡くださるようお願いいたします。
- ◆ 「現金書留」にて郵送される場合には、誠に恐れ入りますが、郵送料をご負担ください。
- ◆ 市への入金確認後、寄附者の方には「寄附金受領証明書」をお送りします。

＜インターネットでの手続き、インターネット以外の手続き共通＞

手続き3. 寄附金の税控除が受けられます

- ◆ 藤沢市に2,000円を超えて寄附をされた場合、「ふるさと納税制度」により、所得税の確定申告の際に寄附金控除の対象となります。
- ◆ 所得税については、寄附した年の所得税が還付又は控除されます。
- ◆ 住民税については、寄附した翌年度の住民税の税額が控除されます。
- ◆ 確定申告には藤沢市が発行する「寄附金受領証明書」が必要です。
- ◆ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける場合には、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をご提出ください。

ご注意：寄附金の募集を装った詐欺行為にご注意ください

- ◆ 藤沢市への寄附金については、藤沢市を応援したいという皆様方の善意に基づき、寄附金をいただいております。藤沢市から寄附をお願いする訪問行為や、電話で寄附をお願いするようなことは一切ありませんので、こうしたことを装った詐欺行為には十分ご注意ください。

【寄附金制度全体又は一般寄附金に関する問い合わせ先】

窓 口 藤沢市役所本庁舎4階 財政課

郵送先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市財務部財政課

電 話 0466-25-1111 内線2302 F A X 0466-50-8405 (財政課宛明記)

E-mail: fj-zaisei@city.fujisawa.lg.jp

【特定目的の基金に関する問い合わせ先】

愛の輪福祉基金 福祉総務課 (直通) 0466-50-8245

みどり基金 みどり保全課 (直通) 0466-50-8252

交通安全対策基金 防犯交通安全課 (直通) 0466-50-8250

平和基金 人権男女共同平和国際課 (直通) 0466-50-3501

文化振興基金 文化芸術課 (直通) 0466-23-2415

環境基金 環境総務課 (直通) 0466-50-3529

スポーツ振興基金 スポーツ推進課 (直通) 0466-50-8243

災害復興基金 防災政策課 (直通) 0466-50-8380

教育応援基金 教育総務課 (直通) 0466-50-3556